

1 令和2年7月16日に設置された法務・検察行政刷新会議では、「(1) 検察官の倫理」、「(2) 未来志向での法務行政の透明化」、「(3) 我が国の刑事手続について国際的な理解が得られるようにするための方策」という3つの柱を軸に、現下の法務・検察行政の問題点と課題を洗い出して、その改善策等について検討がなされ、同年12月24日、報告書が取りまとめられた。

これを受け、法務省内に「法務省ガバナンスPT」を立ち上げ、報告書を踏まえた組織改革のための具体的な取組方針を示した上で、取組を進めている。

そこで、各局部課の取組状況について、これを共有するとともに、今後の取組についての検討に資するよう、現在の取組状況について取りまとめた。下記の**法務・検察行政刷新会議報告書を受けた取組状況**に記載。

〔法務省ガバナンスPTにおける検討事項〕

(1) 検察官の倫理

- ・幹部検察官と若手検察官の双方につき、幅広い価値観に触れて社会の目を意識し、常識からかい離しないようにするための研修等を検討する。

(2) 法務行政の透明化

- ・重要な解釈変更を行う場合等について、必要な行政文書が的確に作成・保存されるとともに、適切に決裁がなされるようにするため必要なルールの見直しを速やかに行う。
- ・行政文書の作成・保存等について、公文書管理法の趣旨を踏まえた適切な判断がなされるようにするため、幹部を含めた職員の理解を深めるための措置を検討する。
- ・若手・中堅職員が組織運営について話し合い、提案できるような場を設ける。

(3) 我が国の刑事手続について国際的な理解が得られるようにするための方策

- ・令和3年3月に予定する京都 kongressにおいて、我が国の刑事手続に関する効果的な発信を実施する。
- ・刑事手続を含む法務省の施策につき、国内外の理解を得るため、部局の垣根をまたいだ省としての効果的な発信体制・方法を検討するとともに、情報の受け手の目線に立って発信コンテンツを充実させる。
- ・国際機関等からなされている指摘に対し、刑事手続を含む法務省の施策について、時機を捉えて、より積極的に説明をし、個別事案に関しても、必要に応じ、支障が生じない範囲で具体的な説明を行う。
- ・司法外交の下、相手国との信頼関係を構築し、二国間関係を強化していく中で、我が国の刑事手続を含む法務省の施策についての理解を得る。

2 また、法務省ガバナンスPTにおいては、「法務行政の透明化」の取組として、中堅職員によるワーキンググループを組織し、その提案を基に、令和3年4月22日、直ちに実行できる具体的な改善方策として、「組織運営上の改善方策①」を取りまとめ、その取組例についても、併せて取りまとめた。下記の**組織運営上の改善方策①を受けた取組例**に記載。

(1) 検察官の倫理に関する取組

～令和3年3月

- 地方検察庁の次席検事や支部長検事、部長等に就くことが予定されている検事や、既にこれらの職に就いており、過去に受講した経験を有しない検事を対象とした決裁官・支部長検事セミナーにおいて、元公正取引委員会経済取引局長を外部講師として、検察官の倫理に関する講義を行った。（刑事局）

令和3年3月～
令和4年3月

- 新任検事正を対象とした検察運営セミナー及び新任決裁官を対象とした決裁官・支部長検事セミナーにおいて、民間企業の方を外部講師として、「検察官の倫理とリーダーシップ」をテーマに講義を行った。今後もセミナー等の機会に検察官の倫理関係をテーマとした講義を実施する予定。（刑事局）
- 任官7年から10年前後の検事を対象とした検事専門研修において、大学名誉教授や検察庁以外での勤務経験が豊富な職員を講師として、「外部から見た検察」をテーマに検察幹部候補として社会の目を意識し常識からかい離しないようにするための講義を行った。（法務総合研究所）

(2) 法務行政の透明化に関する取組

～令和3年3月

- 行政文書の作成・保存・決裁が適切に行われるよう法務省及び外局内の関係例規を改正した。（秘書課、出入国在留管理庁、公安審査委員会、公安調査庁）

令和3年3月～
令和4年3月

- 法務省ガバナンスPTにおいて、「法務省本省における行政文書の管理・取扱いのPoint」を作成・周知し、公文書管理の理解を促進している。（ガバナンスPT）
- 公安審査委員会において、法務本省における取組に倣い、「公安審査委員会における行政文書の管理・取扱いのPoint」を作成し、職員に周知している。また、各府省CRO会議の概要を公安審査委員会の職員全員に情報共有している。（公安審査委員会）
- 公安調査庁において、行政文書の作成・保存・決裁が適切に行われるよう改正した関係例規の周知を行っているほか、毎年度、全ての幹部職員等を対象とした研修など、公文書管理に関する各種研修を実施している。（公安調査庁）
- 法務省ガバナンスPTにおいて、「組織運営上の改善方策①」を策定した。（ガバナンスPT）
- 検察において、組織運営についての三席検事等の意見を聴取し、その内容を最高検察庁及び法務省刑事局にフィードバックすること等により、組織運営の現状や課題等を把握し、組織運営の改善・向上に資することを目的とする三席検事等会議を高等検察庁管内ごとに開催した。（刑事局）
- 出入国在留管理庁及び出入国在留管理官署において、業務上の必要な情報共有や意見交換等を行う連絡協議会を毎月1回実施しており、若手・中堅職員が活発に意見交換を行っている。（出入国在留管理庁）

(3) 我が国の刑事手続について国際的な理解が得られるようにするための方策に関する取組

～令和3年3月

- 京都 kongressにおいて、刑事司法制度に関するパネルディスカッション等を実施したほか、我が国の犯罪防止・刑事司法の取組を説明するナショナルステートメントを配布するなどし、また、二国間会談においても、我が国の刑事司法制度を説明する英文資料の交付するなどして、我が国の刑事司法制度等について国際的に発信をした。（国際課）

令和3年3月～
令和4年3月

- 国連の恣意的拘禁作業部会に対し、令和2年11月20日付け意見書（カルロス・ゴーン被告人案件）に含まれる明らかな事実誤認を具体的に指摘するとともに、それに基づく我が国の立場を伝え、当該対応について法務省ホームページ（英語版・日本語版）により発信している。（国際課）
- 我が国の司法制度について、民間のノウハウを活用しつつ、第三者の視点から、海外でどのように受け止められているかや我が国政府側の認識とのギャップ等の調査とその原因や効果的な発信の媒体、タイミング、具体的な方法等の分析を実施した。その結果を踏まえ、国際広報発信の戦略や方針を検討するとともに、引き続き、各メディアの論調分析や、情報発信の効果検証を継続し、さらには、論調分析の対象となっていない批判事象も含め、各メディアの報道振りについて継続的モニタリングを実施して情報を収集することを検討している。（国際課）
- 大臣・副大臣・大臣政務官と外国政府要人との会談において、我が国の刑事司法制度等に関する英文資料等を配布している。（国際課）

1 テレワークの推進

- ① 少なくとも1日に1回は、テレワーク実施者と出勤者とはコミュニケーション・情報共有を行う機会を設ける。
- ② テレワーク実施者と出勤者との役割分担を明確化し、テレワークで行う業務内容を1日あるいは一定期間単位で具体的に定める。
- ③ 研修や会議は、原則として、オンライン参加を可能とする。
- ④ 電子決裁に際し、管理職に対する形式的な事前説明は不要とする。

これまで法務省RVPNでは利用できなかった政府共通プラットフォーム上にある民事・刑事統計システムについて、RVPN経由でも利用できるようにシステムを改修し、テレワーク勤務時においても上記システムを利用して統計データを作成することが可能となった。（司法法制部）

テレワーク勤務実施者の増加に対応するため、法務省RVPNについて、令和3年4月から2,000人が利用できるように増強し、同年10月からは3,000人が利用できるよう拡大した。（秘書課）

ウェブ会議の通信環境を整備するため、令和4年度予算案において、無線アクセスポイントを執務室・会議室に設置し、モバイルルータを用いない手軽で安定した通信環境を整備するための経費を計上している。（秘書課）

共有スペースにウェブ会議サービスを利用するための端末を毎日設置することにより、誰でも気軽にテレワーク実施者とコミュニケーションをとることができるようにしている。（施設課）

出勤者は、自己の担当する業務のうち、テレワークでの作業に適したものについて、積極的にテレワーク実施者に依頼することとしている。（保護局）

オンライン研修の企画に当たって、人事院が実施した研修担当者向けの研修に職員を参加させ、オンライン研修の効果的な実施方法を学んで、オンライン研修の実施に活用した。（公安調査庁）

電子決裁においては、決裁者への形式的な事前説明を実施せず、起案時に当該決裁の要点（例えば、昨年度からの変更点等）を明記したり、主筆メモを添付するなどして、口頭説明を不要にし、直接決裁者への説明が必要な案件についても、要点のみを電話で説明するなどしている。（秘書課、会計課、保護局。特に保護局では、局幹部への決裁につき、グループウェア上のメッセージ機能又は電話で行うことを原則としている。）

2 休暇等取得の推進

- ① 職員の休暇予定や休暇取得状況について、上司や同僚から「見える化」する。
- ② 担当者以外の職員でも対応できるよう、業務分担・情報共有を行う。
- ③ 育児等のための休暇制度について、対象職員だけでなく、全職員に対し、分かりやすい周知を行う。
- ④ 育児休業を取得した職員に対するフォローアップ体制を整備する。

育児休業を取得した職員に対して、その同意を得た上で、育児休業中に同期間中の関係業務の大まかな動きがわかる資料の送付や、子育てメンター制度の利用希望等の育児関係制度に関する照会を行っている。（施設課・保護局）

幹部職員の打合せにおいて、毎月の年次休暇取得状況を共有し、計画的な年次休暇取得を推進している。（人権擁護局、法務総合研究所）

業務について副担当を決めているほか、正・副担当間での連絡をグループウェアで行い係内の誰でも見ることができるようにし、担当者以外の職員でも業務対応できるようにしている。（秘書課、会計課、保護局、人権擁護局）

当省で発行する「アット・ホームプランープラスONEー 仕事と家庭の両立支援ハンドブック」や内閣人事局が発行する「男性職員・管理職のための育休取得促進ハンドブック（イクメンパスポート）」をグループウェア上に掲載するなどし、周知している。また、公安調査庁においては、育児支援のための冊子を作成し、職員に周知している。（秘書課、刑事局、保護局、人権擁護局、訟務局、法務総合研究所、公安調査庁）

3 メンター制度の活用

メンター制度について、次のような拡充を行う。

- ① 複数のメンターを利用できるようにする。
- ② 職務経験の豊富な者もメンターとして活用する。
- ③ 育児をする職員が利用できる「子育てメンター」を導入する。

法務省メンター制度について、職員の要望に幅広く応えるため、

- 本省での勤務経験の少ない職員等に対し、先輩職員が必要な助言等を行い支援するキャリアメンター制度
- 男女を問わず、育児休業等から復帰する職員等に対し、経験者が必要な助言等を行い支援する子育てメンター制度の2つの柱から構成するものとした。

また、メンター制度の実施要領について、①メンティーが複数のメンターとのマッチングを希望した場合には複数の組合せ案を提示できる、②法務本省での勤務経験にかかわらず、豊富な職務経験を有する者がメンター登録できる等の改正をした結果、令和3年度においては全66組中、4組子育てメンターの組合せが成立するとともに、4名のメンティーについて複数のメンターとの組合せが成立した。（人事課）

法務省メンター制度を実施するための体制整備を行った。（全局部課）

従前から行っている育児メンター制度に加え、若手のキャリアアップに資するようなメンター制度の導入を策定中である。（公安調査庁）

4 その他

法務省内組織間人事交流のマッチングに当たっては、交流希望者の希望を尊重しつつも、当初希望していなかった交流組織や勤務地を幅広く提案した上で調整を行うことで、多様な業務を経験できる活発な組織間人事交流となるよう取り組んでいる。（人事課）

若手職員の育成の一環として、地方官署に勤務する若手職員で本庁での勤務に関心がある者を中心に本庁業務研修を実施している。この研修により、本庁における業務手法や考え方を地方官署にフィードバックすることができた。（出入国在留管理庁）